

第2回 国見版CⅠ（コーポレート・アイデンティティ）策定検討委員会

日時：令和5年1月26日（木）

14時～

場所：道の駅国見あつかしの郷

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

（1）本日の会議の進め方について・・・・会場：2階「うぐいす」

（2）グループワーク・・・・・・会場：1階「ももたんカフェ」

（3）グループ発表と講評

（4）まとめ

（5）その他

4 閉 会

会場：2階「うぐいす」

国見版C | 策定検討委員会 委員名簿

(任期：令和4年12月22日～令和5年12月23日)

	氏名	分類	所属
1	斎藤 瞳	有識者【会長】	元(株)地域総合研究所 所長
2	持地 良太	農・商・工	農業・6次化商品
3	佐藤 遥香	農・商・工	農業
4	三栗野 万帆	農・商・工	農業
5	鈴木 恵子	農・商・工	農業
6	齋藤 晃一	農・商・工	商工会青年部代表 (有)齋藤工務店
7	阿部 杏奈	農・商・工	Gela 319
8	近久 寿幸	農・商・工	(有)近久工業 (株)ベジフルプランニング
9	上神田 健太	デザイン・情報発信	(株)家守舎桃ノ音
10	原田 つむぎ	デザイン・情報発信	地域おこし協力隊採用内定

○国見版コーポレート・アイデンティティ策定検討委員会設置要綱
(令和4年11月28日告示第118号)

(設置)

第1条 国見版コーポレート・アイデンティティ（以下「CI」という。）を策定するに当たり、必要な事項について調査及び検討を行うため、国見版CI策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 検討委員会は町長の命を受けてCIの策定及び推進を図るとともに、CIの活用方法等について検証し、見直しや新たなCIの策定につなげ、もって国見町の統一的なブランディングの向上に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者で構成し、町長が委嘱する。

- (1) 町民や町内に勤務する者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 町長は、特別の理由があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(委員長)

第5条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名により選任された副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、委員長及び副委員長がともに事故あるとき又はともに欠けたとき若しくはともに定められないときの会議は、町長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 検討委員会は、必要により委員以外の意見を聞くことができる。

(会議開催方法の特例)

第7条 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な会議の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した会議を開くことができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員本人確認及び自由な意思表

明の確保等に十分配慮するものとする。

- (1) 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により会議の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合
 - (2) 育児、介護等のやむを得ない事由により会議の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した会議の開会の求めがある場合
- 2 前項の場合において、委員は、会議にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 前項の規定により委員長の許可を得て出席した委員は、会議の出席委員とする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、CI担当課において処理する。

(検討委員会への委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

(委任)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。